

プラスチック製容器包装の全国的な導入状況

1. プラスチック製容器包装の分別収集の全国的な動向

- 平成12年度にプラスチック製容器包装が容器包装リサイクル法の対象に加えられて以降、分別収集を実施する市町村は年々増加し、平成21年度で約1,000市町村（全国の約1,800市町村の6割）である。
- (財)日本容器包装リサイクル協会のプラスチック製容器包装の分別基準適合物量引取量（市町村で不適物を除去後の量）の推移は図1に示すとおりであり、平成20年度で約60万トンである。

図1 プラスチック製容器包装の分別基準適合物量引取量（市町村で不適物を除去後の量）の推移



2. アンケート調査に見るプラスチック製容器包装の導入状況(平成21年3月生駒市調査)

(1) 調査の対象

- プラスチック製容器包装ごみの分別収集を実施している自治体の中から、人口規模が10～30万人未満で、市民1人1日当たりのプラスチック製容器包装の分別収集量が25g以上の自治体、または、生駒市周辺のプラスチック製容器包装分別収集を実施している自治体を60自治体抽出し、郵送により平成21年2月～3月にプラスチック製容器包装に関するアンケート調査を実施している。回収率は77%（46自治体）であった。以下には、調査から主な調査結果を抜粋している。

(2) プラスチック製容器包装の分別収集開始時期

- 分別収集の全市実施の開始時期は大半が、容器包装リサイクル法が完全施行された平成12年以降である。なお、昭和63年以前に実施していた自治体は、プラスチック類として収集し、溶融固化等の処理をしていた自治体である（現在は、プラスチック製容器包装としてリサイクルを実施）。
- モデル分別を実施した自治体の数は、46自治体のうち20自治体であった。

表1 プラスチック製容器包装の分別収集開始時期（全市実施）

	回答 件数	分別開始時期(全市実施)				
		昭和63年 以前	平成元年 ～10年	平成11年 ～15年	平成16年 ～20年	その他
計	46 100.0%	4 8.7%	2 4.3%	24 52.2%	15 32.6%	1 2.2%

(3) プラスチック製容器包装の分別収集を実施した経緯

○「資源化の推進」(約87%)、「容器包装リサイクル法の制定」(約67%)、「最終処分場の延命化」(約48%)が主な経緯であった。なお、その他の経緯としては、「固形燃料化等の資源化を進めていたが、その資源化を中止して変更した」等である。

表2 プラスチック製容器包装の分別収集を実施した経緯(複数回答)

	回答件数	プラスチック製容器包装の分別収集を実施した経緯						
		地球温暖化防止	最終処分場の延命化	焼却施設の処理能力不足対応	資源化の推進	市民からの要望	容器包装リサイクル法の制定	その他
計	46 100.0%	8 17.4%	22 47.8%	8 17.4%	40 87.0%	1 2.2%	31 67.4%	5 10.9%

(4) 分別収集の対象

○プラスチック製容器包装として収集している対象は、「原則、プラスチック製容器包装のマークのある全てのプラスチック製容器包装」が約54%、「洗っても汚れが取れそうもない物や小さな容器包装などを除く、プラスチック製容器包装」が約33%等で、「あわせて収集し、収集後選別」が約13%(ただし、今回は全ての自治体が不燃物ではなくプラスチック類として収集)であった。

表3 プラスチック製容器包装として収集している対象

	回答件数	分別収集の対象				
		原則、プラスチック製容器包装のマークのある全てのプラスチック製容器包装	洗っても汚れが取れそうもない物や小さな容器包装などを除く、プラスチック製容器包装	ボトル類等の容器類のみ	不燃物やプラスチック類として、他の品目と合わせて収集し、収集後選別	その他
計	46 100.0%	25 54.4%	15 32.6%	0 —%	6 13.0%	—%

(5) 市民の排出頻度と排出頻度の変更

○市民から見たプラスチック製容器包装の現在の排出頻度は、「週1回」が約85%と大半であった。その他はダストボックス排出で随時排出できる自治体である。

表4 プラスチック製容器包装の排出頻度

	回答件数	排出頻度(現在)					
		週2回	週1回	2週に1回	月2~3回	月1回	その他
計	46 100.0%	0 —%	39 84.8%	3 6.5%	3 6.5%	0 —%	1 2.2%

(6) プラスチック製容器包装排出時の市民への協力要請の内容

○「汚れは洗う」が約96%、次いで「プラボトル等の中身は使い切る」が約94%、「透明（半透明）袋排出」が約74%であった。なお、その他は、「汚れがとれない物は不燃ごみへ」などが主な協力要請内容である。

表5 プラスチック製容器包装排出時の市民への協力要請の内容（複数回答）

	回答件数	プラスチック製容器包装排出時の市民への協力要請														
		汚れは洗う	乾かす	プラボトル等の中身は使い切る	汚れがとれないものは可燃ごみへ	紙製の台紙やフタは除去	ラベル等は除去（簡単に取れる場合）	プラボトルのキャップやノズルは除去	白色トレイはできるだけ店頭回収へ排出	発泡スチロールの箱は細かく割る	内袋（小袋）を使わずに直接ごみ袋に入れる	プラ製容器包装専用の指定袋排出	有料指定袋による排出	透明（半透明）袋排出	強風の日は次の収集日に排出	その他
計	46 100.0%	44 95.6%	19 41.3%	43 93.5%	26 47.8%	25 54.3%	21 45.7%	14 30.4%	22 47.8%	12 26.1%	19 41.3%	10 21.7%	9 19.6%	34 73.9%	1 2.2%	7 15.2%

(7) 排出ルールを徹底するために行った市民啓発の内容

○「広報誌(紙)によるPR」(回答自治体全体で約94%)、「ホームページでのPR」(同約87%)、「分別の手引きの配布」(同約85%)、「地元説明会の開催」(同約83%)、「分別カレンダーの配布」(同約80%)等で、さらに、「ルール違反ごみ取り残し徹底」(同約67%)、「自治会回覧板の活用」(同約63%)も比較的多くの自治体で行われていた。なお、その他は「バス内の吊り輪を広告として活用した」等である。

表6 排出ルール徹底するために行った市民啓発の内容（複数回答）

	回答件数	排出ルールを徹底するために行った市民啓発の内容															
		地元説明会の開催	自治会回覧板の活用	分別カレンダーの配布	分別の手引きの配布	広報誌(紙)によるPR	ホームページでのPR	マスコミの協力を得てPR	収集車へ排出ルール掲示	ごみ集積所掲示板の作成	駅前等でのチラシ配布	ごみ集積所での排出指導	分別指導員等の養成	テレフォン相談等の実施	指定袋や透明袋の導入	ルール違反ごみ取り残し徹底	その他
計	46 100.0%	38 82.7%	29 63.0%	37 80.4%	39 84.8%	43 93.5%	40 87.0%	10 21.7%	4 8.7%	18 39.1%	0 -	11 23.9%	7 15.2%	3 6.5%	17 37.0%	31 67.4%	2 4.3%

(8) 市民の分別協力率

○市民の分別協力率（家庭から排出されたプラスチック製容器包装の何%がプラスチック製容器包装の分別収集に出されたか）は、回答自治体全体では約68%であった。

表7 市民の分別協力率

	市民の分別協力率				
	ごみ質調査	収集量で推定	アンケート調査	その他	全体
計	64.4%(7)	69.3%(6)	86.3%(1)	—	68.1%(15)

注)分別協力率を回答した自治体のみを集計。()内は回答自治体数

(9) 1人1日当たりのプラスチック製容器包装の排出量

○市民1人1日当たりのプラスチック製容器包装の分別収集量が25g以上の自治体を調査の対象としているため、「原則、プラスチック製容器包装のマークのある全てのプラスチック製容器包装」が分別対象の場合、回答自治体平均で約38g/人/日、「洗っても汚れが取れそうもない物や小さな容器包装などを除く、プラスチック製容器包装」で約33g/人/日である。一方、「プラスチック類として全てを集めて収集後選別する」場合は、約47g/人/日であった。

表8 分別収集の内容別1人1日当たりのプラスチック製容器包装の排出量

	プラスチック製容器包装の収集量			
	プラ製容器包装マークのある全てのプラ	汚れが取れそうもない物等を除くプラ製容器包装	プラ製容器包装計	プラスチック類全て
	計	37.7g/人/日 (25)	32.9g/人/日 (14)	36.0g/人/日 (39)

注)平成20年10月から分別開始のため収集量が不明な1自治体を除く45自治体の回答、()内は回答自治体数

(10) プラスチック製容器包装分別収集のための増車（収集費用増加）状況

1) 直営収集でプラスチック製容器包装分別収集実施の場合

①増車（収集費用増加）状況

○直営収集でプラスチック製容器包装分別収集実施の場合の増車（収集費用増加）状況は、「収集作業全体を見直し、増車（費用増加）はほとんどしていないが」が約59%、「若干の増車（費用増加）となったが、概ね増車（費用増加）は抑制できた」が約14%であった。

表9 直営収集の場合の増車（収集費用増加）状況

	回答件数	直営収集の場合の増車（収集費用増加）状況			
		収集作業全体を見直し、増車（費用増加）はほとんどしていない	若干の増車（費用増加）となったが、概ね増車（費用増加）は抑制できた	プラ製容器包装収集のための収集車両（費用）は増加した	無回答
計	22 100.0%	13 59.2%	3 13.6%	3 13.6%	3 13.6%

②収集車両の増車（収集費用増加）をしないための工夫

- 「他のごみの排出頻度を減少（させて、その分をプラスチック製容器包装の収集に当てる）」が約31%であった。また、その他の具体的内容を列挙した。直営収集の場合であり、委託収集の導入による収集費用の増加の抑制の回答も見られるが、可燃ごみの収集頻度・収集体制の見直しによる収集車両の抑制したという回答も多い。

表10 収集車両の増車（収集費用増加）をしないための工夫（複数回答）

	回答件数	収集車両の増車（収集費用増加）をしないための工夫						無回答
		可燃ごみ（不燃ごみ）の市民の排出頻度を減少	資源ごみ等のその他のごみの市民の排出頻度を減少	水・土の可燃ごみ収集を廃止	可燃ごみや不燃ごみの午後にプラスチック製容器包装の収集を実施して対応	2人乗車を採用して収集費用を抑制	その他	
計	16 100.0%	3 18.8%	2 12.5%	0 —	2 12.5%	0 —	8 50.0%	3 18.8%

〔その他の回答内容〕

- プラスチック製容器包装の分別収集を開始する際、地区により週2～3回とまちまちであった「燃やすごみ」の収集頻度を市内全域週2回に統一し、プラスチック製容器包装を週1回の収集とするとともに、直営職員と委託職員の割合を半々から3：7にし、職員を増員せずに対応をした。
- プラスチック製容器包装以外のごみの委託業者収集割合を見直した。
- 基本的には、収集体制及び収集曜日の変更である。可燃ごみの分別（月1回の可燃ごみ・寝具、衣服類の導入）及びプラスチック製容器の分別収集により、可燃ごみの容量が減ったことに伴う収集体制の見直しを行った。
- 平成16年9月までは、プラスチック製容器包装を不燃ごみと混合して隔週1回収集していた。平成16年10月からは、プラスチック製容器包装を隔週1回、不燃ごみを4週に1回とすることで、若干の収集回数は増加したが、当時の収集車両で対応できた。
- 収集車1台当りの収集対象世帯数を増やして、プラスチック製容器包装の収集車両を確保した。
- 平成12年12月～14年3月までは、市の約20%を直営、80%を委託業者で収集していたが、平成14年度よりプラスチック製容器包装を全面直営化し、かわりに市の約6%のし尿汲み取りを直営で収集していたものを全面委託化した。その人員をあてたため、人員の増はなし。車輛はバキューム車から買い換えのための費用が発生したが、全体として増車はしなかった。
- 可燃ごみの午前中収集を導入した。

2) 委託収集でプラスチック製容器包装分別収集実施の場合

①収集費用増加状況

○委託収集でプラスチック製容器包装分別収集実施の場合の収集費用増加状況は、表11に示すように、「プラスチック製容器包装収集のための費用は増加した」が最も多く、約40%であり、委託収集の場合は費用増加が伴いやすい。しかし、「収集委託単価等委託収集全体を見直し、費用増加はほとんどしていない」が約29%、「若干の費用増加となったが、概ね費用は抑制できた」が約14%で、約43%は収集費用の増加を抑制している。

表11 委託収集の場合の収集費用増加状況

	回答 件数	委託収集の場合の収集費用増加状況			
		収集委託単価 等委託収集 全体を見直し、 費用増加は ほとんど していない	若干の費用増加と なったが、 概ね費用は 抑制できた	プラ製容器包装 収集のための 費用は 増加した	無回答
計	35 100.0%	10 28.6%	5 14.3%	14 40.0%	6 17.1%

②収集費用が増加しないための工夫

○収集費用が増加しないための工夫は、「プラ製容器包装の収集費用増分と可燃（不燃）ごみの減量による収集費用の削減分とを相殺した」などである。また、その他の具体的内容は、収集区分の見直しである。

表12 収集費用が増加しないための工夫（複数回答）

	回答 件数	収集費用を増加しないための工夫				
		プラ製容器包装の収集費用増分と可燃（不燃）ごみの減量による収集費用の削減分とを相殺した	3人乗車を2人乗車等のように委託条件を緩和して増加を抑えた	入札制度を導入した	その他	無回答
計	15 100.0%	4 26.7%	2 13.3%	2 13.3%	6 40.0%	4 26.7%

〔その他の回答内容〕

- 従来の不燃ごみ収集日の一部をプラスチック・ポリビニールの収集日としたため収集費用の増加はなかった。
- プラスチック類の収集日（月4回又は5回）をペットボトルとプラスチック製容器包装の日にあてたため概ね費用の抑制はできた。

(11) 収集後のプラスチック製容器包装の搬入先

○「市又は一部事務組合のプラスチック製容器包装の選別・圧縮・保管施設」と、「民間の選別・圧縮・保管施設へ直接搬入」は、ほぼ半々であった。

表13 収集後のプラスチック製容器包装の搬入先

	回答件数	収集後のプラスチック製容器包装の搬入先				
		市又は一部事務組合のプラスチック製容器包装の選別・圧縮・保管施設	民間の選別・圧縮・保管業者に引き渡すための市又は一部事務組合の中継施設	民間の選別・圧縮・保管施設へ直接搬入	その他	無回答
計	46 100.0%	21 45.6%	3 6.6%	22 47.8%	0 -	0 -

(12) 分別基準適合物の引き渡し先

○「指定法人ルート」が約87%であった。なお、その他は、「指定法人ルートと独自ルートを併用している」等である。

表14 分別基準適合物の引き渡し先（平成19年度）

	回答件数	分別基準適合物の引き渡し先		
		指定法人ルート	独自ルート	その他
計	46 100.0%	40 87.0%	1 2.1%	5 10.9%

(13) 再資源化方法

○「材料マテリアル」が最も多く約83%、次いで、「コークス炉化学原料」（約20%）、「高炉還元剤」（約17%）、「合成ガス」（13%）の順となっていた。

表15 引き渡したプラスチック製容器包装の再資源化方法（複数回答）

	回答件数	引き渡したプラスチック製容器包装の再資源化方法						
		材料マテリアル （マテリアル リサイクル）	コークス炉化学原料	高炉還元剤	（酢酸等の化学工業原料） 合成ガス	（燃料油等） 熱分解油	（RDF、RPF） 固形燃料	その他
計	46 100.0%	38 82.6%	9 19.6%	8 17.4%	6 13.0%	3 6.5%	1 2.2%	2 4.3%

3. ごみの出し方を伝えるパンフレット例

○一般的には、収集している品目の内容、出し方、出す時の注意事項などが示されている。

【天理市の例】

プラスチック製容器包装

透明袋
または
半透明袋

※汚れているものは、リサイクルできませんので「燃やせるごみ」で出してください。
※スーパーなどが行っている資源回収もご利用ください。


出し方

汚れているものは、再資源化できないので、きれいに水洗い(または紙やフキンで汚れを拭き取り)し、乾かしてから出してください。



プラスチック製容器包装とは？

食料品や日用品に使われている、プラスチック製の入れもの(容器)や包み(包装)で、商品が消費されたり、分離されたりした場合に不用になるものです。


なお、プラスチック製容器包装には、の識別マークが付いています。

※今までの「プラスチック類」からリサイクル率を高めるため「容器包装リサイクル法」による分類が変わりますので、ご協力お願いします。

プラスチック製容器包装で出せるもの

- **カップやパックなどの容器類**
弁当の容器、カップめんの容器、卵のパック、豆腐のパック、プリンやヨーグルトの容器など
- **トレイ類(発泡スチロール製以外のもの)**
お惣菜のトレイ、加工食品のトレイ、お菓子のトレイなど
- **袋類**
衣料品や文具の袋、レジ袋など
- **ボトル類**
洗剤の容器、シャンプーやリンスなどのボトル、化粧品の容器など
※ボトルの容器はキャップをはずし同じ袋に入れてください。(キャップが付いていると圧縮できないため)
※シャンプーのポンプ部分は「燃やせないごみ」で出してください。(中にスプリングが入っているため)

プラスチック製容器包装で出せないもの

- 油分や中身が残りやすいもの→燃やせるごみで出す
 - ・食用油・ドレッシング・焼肉のたれなどのボトル、ポテトチップスなどの袋、苗などが入っている柔らかいポットや家庭菜園用の肥料などの袋（土が残るため）
 - ・マヨネーズ・ケチャップ・からし・わさびなどのチューブ類、歯磨き粉のチューブなど
 - ・ボンドやのりなどの文具類の容器、ラップ類
- マークのないもの→燃やせるごみで出す
 - ビデオテープやCD（ケース含む）、プラスチック製のおもちゃ・ハンガー・文具・歯ブラシ・スプーン・バケツ・水切りかご・洗面器・ザル・スポンジ・サンダル・食品保存用タッパなど
 - （袋に入らないもの→粗大ごみで出す
ポリタンク・クーラーボックス・衣装用ケース・ブランターなど）



発泡スチロール

※スーパーなどが行っている資源回収もご利用ください。

出し方

- ◎トレイは、ラップやラベルをはがして、きれいに洗い、乾かしてから出してください。
- ◎家電の梱包スチロールなどは、小さく袋に入る大きさにして出してください。



出すときの注意

回収されたトレイに不純物や汚れが付いていると品質に悪影響を及ぼしますのできれいに洗ってください。

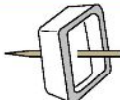
透明袋

または

半透明袋

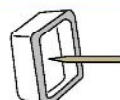
プラスチック製トレイと発泡スチロール製トレイの見分け方

発泡スチロール製トレイ 発泡スチロールで出す



- ◎簡単に2つに割れる
- ◎つま楊枝が簡単に刺さる

プラスチック製トレイ プラスチック製容器包装で出す



- ◎簡単に2つに割れない
- ◎つま楊枝が簡単に刺さらない

【出し方を分かりやすく伝える工夫】

①ごみの分別事典の配布

○現在でも生駒市は、ごみとしてよく出される品目の分別先を示した「ごみ分別事典」を配布しているが、これにプラスチック製容器包装に該当する品目を加え、どの分別に出すか迷った時の判断の助けとなるようにする。

②分かりやすい写真付きのパンフレット

○容器包装プラスチックの判断を助けるとともに、家族に分別方法を教えることができるよう、写真を取り入れた分かりやすいパンフレットを作成・配布する自治体も多い。

図2 写真を使って具体的に出して良い物を具体的に紹介するパンフレット（長岡市）



③洗浄の程度を伝えるパンフレット

○一般的に、プラスチック製容器包装の出し方として、『中身は使いきり、汚れは洗ってから、出してください』と表記されていることが多いが、洗浄の程度が分かりにくいので言葉だけではなく、写真等で洗浄の程度を分かりやすく示そうとしている自治体が見られる。

図3 京都市のプラスチック製容器包装の出し方



出典：京都市パンフレット